

# MONEY CARD EX 規約/個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項一部改定のお知らせ

2020年1月13日をもって MONEY CARD EX 規約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

## ■ MONEY CARD EX 規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p><b>第1条 (カードの発行)</b> 本規約を承認し、MONEY CARD EX (以下「カード」という) 利用の申込みをされ、株式会社クレディセゾン (以下「当社」という) が、カード利用を認めた方 (以下「会員」という) にカードを発行します。</p>	<p><b>第1条 (カードの発行)</b> 本規約を承認して MONEY CARD EX (以下「カード」という) 利用の申込みをされた方であって、株式会社クレディセゾン (以下「当社」という) が、<u>カード利用を承諾した方</u> (以下「会員」という) に対し、<u>当社はカードを発行します</u>。契約は、<u>当社が承諾した日に成立するもの</u>とします。</p>
<p><b>第3条 (カードの貸与)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員にはカードを受け取られると同時に、カードの所定欄に署名していただきます。</p> <p>(4) 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、会員のご負担となります。但し、会員が故意又は過失がなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p>	<p><b>第3条 (カードの貸与)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員は、<u>カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います</u>。</p> <p>(4) 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、<u>会員のご負担となります</u>。ただし、<u>カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意過失がないと当社が認めた場合は、この限りでは</u>ありません。</p>
<p><b>第5条 (暗証番号)</b></p> <p>(1) 暗証番号は、会員に届け出ていただきます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>(2) 会員が、本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、<u>会員のご負担</u>とします。但し、<u>会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りでは</u>ありません。</p>	<p><b>第5条 (暗証番号)</b></p> <p>(1) 会員はカードの暗証番号を当社に届け出るものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、<u>会員は暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するもの</u>とします。</p> <p>(2) 会員が、本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、<u>会員のご負担</u>となります。ただし、<u>暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意過失がないと当社が認めた場合は、この限りでは</u>ありません。</p>
<p><b>第15条 (カードの紛失・盗難等)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害は<u>会員のご負担</u>とします。但し、<u>会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りでは</u>ありません。</p>	<p><b>第15条 (カードの紛失・盗難等)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害は<u>会員のご負担</u>とします。ただし、<u>会員に故意過失がないと当社が認めた場合は、この限りでは</u>ありません。</p>
<p><b>第18条 (本規約の変更等)</b> 当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ (<a href="http://936333.jp/">http://936333.jp/</a>) での告知その他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。</p>	<p><b>第18条 (本規約の変更等)</b></p> <p>(1) 当社は、次の各号に該当する場合には、<u>本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ (<a href="http://936333.jp/">http://936333.jp/</a>) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします</u>。なお、第2号に該当する場合には、<u>当社は、定め効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うもの</u>とします。</p> <p>①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。 ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必</p>

	<p>要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</p> <p>(2) 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (<a href="http://936333.jp/">http://936333.jp/</a>) において告知する方法又は会員に通知する方法その他当社所定の方法により会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p>
<p><b>第20条 (その他承諾事項)</b></p> <p>(1) その他以下の事項を予めご承諾いただきます。</p> <p>① 第10条(融資利率)(1)の利息、及び第11条(遅延損害金)の遅延損害金は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算で行うこと。</p> <p>② 融資のご利用及び返済金のお支払いをCD、ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p> <p>③ 第8条(融資金等の支払方法)以外のお支払方法において会員のご都合により発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>④ 当社が会員に対する融資金等の債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。</p> <p>⑤ 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。</p> <p>⑥ 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、会員に事前に通知することなく、融資の全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>⑦ 前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p>⑧ 当社が会員に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合は、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。</p> <p>⑨ 当社が会員に対し、与信及び与信後の管理、返済金の回収のため確認が必要な場合は、会員の自宅、携帯電話、勤務先及びその他の連絡先宛て電話確認を取ることがあること。</p> <p>⑩ 会員のカードについて第8条(融資金等の支払方法)①の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p>	<p><b>第20条 (その他承諾事項)</b></p> <p>(1) 会員は、以下の事項を予めご承諾いただきます。</p> <p>① 第10条(融資利率)(1)の利息、及び第11条(遅延損害金)の遅延損害金は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算で行うこと。</p> <p>② 会員のカードについて第8条(融資金等の支払方法)①の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>③ 当社が会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>④ カードの使用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>① 融資のご利用及び返済金のお支払いをATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p> <p>② 第8条(融資金等の支払方法)以外のお支払方法において会員のご都合により発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>③ 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。</p> <p>④ 与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合は、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。</p> <p>⑤ (1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>(3) 当社は、以下各号の行為を行うことができます。</p> <p>① 当社が会員に対する融資金等の債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。</p> <p>② 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、会員に事前に通知することなく、融資の全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りす</p>

<p>①前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>②当社が会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>③カードの使用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>ることがあること。</p> <p>③ 前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p>④ 与信及び与信後の管理、返済金の回収のため確認が必要な場合に、会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることを取ること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p><b>第21条（会員資格の喪失等）</b></p> <p>(1) 会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更等をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①第8条（融資金等の支払方法）①の預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき、又は第20条（その他承諾事項）(1)①の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員のご都合でカードを解約される場合は当社所定の届出を行っていただき、カードを返却していただきます。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p><b>第21条（会員資格の喪失等）</b></p> <p>(1) 会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更等をとる場合があります。また、当社からカードの返却、<u>破棄</u>、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①第8条（融資金等の支払方法）①の預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき、又は第20条（その他承諾事項）(2)⑤の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員のご都合でカードを解約される場合は当社所定の届出を行っていただき、カードを返却もしくは<u>裁断のうえ破棄</u>していただきます。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

【下線部は改定部分を示します。】

■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 新旧対照表

改定前	改定後
<p><b>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</b></p> <p>(1) 会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</b></p> <p>(1) 会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。）</u>、<u>ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報</u></p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p><b>第2条（第1条以外での個人情報の利用）</b></p> <p>(1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>第2条（第1条以外での個人情報の利用）</b></p> <p>(1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①～③ (略)</p>

	(1)	(略)
--	-----	-----

【下線部は改定部分を示します。】